

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	佐藤 哲 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
回答		
1	<p>予防重視型、要介護、要支援高齢者を対象としない住宅改修支援制度自体は意義のある制度だと思います。是非進めていただきたい。制度に対する意見等を以下に記載します。</p>	<p>ありがとうございます。本制度を実施できるよう、努めてまいります。</p>
2	<p>P7.委任払い制度は大変よい。 神戸市の制度を参考にすると、手すりの設置、段差解消のみが対象になるのか？その場合、工事費はそれほど高額にならないと思われるが、「予防重視型」ということを考えるとこれだけで良いのか？予算面も考えなければならないが、「予防」「高齢期の暮らしを考える啓発」であれば、間取りの変更（壁等の撤去）等も本来であれば必要な視点である。</p>	<p>補助対象となる改修の種類は、介護保険住宅改修制度を参考に以下のように検討しています。 (1)手すりの設置、(2)段差の解消、(3)滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、(4)引き戸等への扉の取替え、(5)洋式便器等への便器の取替え、(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要な住宅改修。</p> <p>間取りの変更（壁等の撤去）等についても、住宅が狭い、使い勝手が悪いなどの不具合に対する改善策となるため、支給対象となれば幅が広がるため必要な視点であると思います。</p> <p>国が平成30年度に行った「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」によると、「(12)今後も現在の住まいに住み続けるために必要な改修（Q18-1）（複数回答）」という問いに対する回答結果では、「手すりを設置する」（35.0%）が最も高く、「床や通路面の段差解消」（19.1%）、「浴槽を入りやすいものへ取り変える」（13.6%）、と続き、「間取りの変更」（5.2%）となっていることや、本市の介護保険住宅改修制度における、令和元年度実績として手すりの設置が9割となっていることから、本制度の取り掛かりとしては、手すりの設置と段差解消に主眼を置いたものにしたと考えています。</p> <p>本制度を利用いただく中で、利用者の意見等も取り入れながら、間取りの変更を含めた補助対象の拡大についても検討していければと思います。</p>
3	<p>P13.設計基準作成は大変良い。 しかし、これはもう少し一般の人にも理解しやすいものにできないか。壁の素材が〇〇の場合、長さ〇cmの手すり設置で〇円、段差解消も簡易的な改修〇円、本格的な改修〇円といった値段表記、模式図を示すことで分かりやすい情報提供ツールが必要ではないか。</p>	<p>設計基準とは別に、平易な表現で理解しやすい内容のものを、一般の方向けに作成することも検討します。</p> <p>工事金額については、本制度を実施する中で、集計した利用者の方々のデータを基に、参考額を提示できるようにしたいと思います。</p>
4	<p>P12.施工業者を市内の中小事業者に限定するのはよいと思う。事業所ごとに様々な技術提案がなされることが期待されるが、最低限の技術基準も統一したほうがよいのではないかと。</p>	<p>設計基準に則り施工いただく事で、最低限の品質確保を図りたいと思います。</p>
5	<p>P11.持ち家・借家を問わずに実施すべきだと思う。しかし、借家オーナーが、入居者がいない状況で、所有する建物をバリアフリー対応にしたいという要望は、現在の規定ではかなえられないのではないかと？借家オーナーが、高齢者向け賃貸物件として活用したい場合も受け入れてはどうか？その際、工事費の負担は借家オーナーか？</p>	<p>本制度は、あくまでも高齢者に対する支援であり、借家オーナー所有の未入居物件に対して制度の利用を認めてしまうと、借家オーナー所有物件の資産価値を高めることに予算を割くことになるため、入居者不在での改修は適用外といたします。</p> <p>借家オーナーが、高齢者向け賃貸物件として活用したい場合は、セーフティネット住宅として登録いただければ、高齢者入居のためのバリアフリー改修工事に対する国からの補助が受けられます。</p>
6	<p>P10.表の「介護保険住宅改修」と新案「バリアフリー住宅改修（案）」の補助内容がほぼ一緒、更に補助費用も神戸市を基準とするほぼ一緒（上限18万？）となると、市民からすると、早期に対応するメリットを感じてもらえないのではないかと？（例：同じことをするのであれば介護が必要になってからでもよい…と考えてしまうかもしれない）。制度をうまく活用すると、こんないいことがある（新制度では手すり段差解消、介護保険では引き戸の改修ができる）等の改修制度の利用モデルを示したほうが、より啓発・予防につながるのではないかと。</p>	<p>早期に対応するメリットとしては、住宅内での事故を予防することで、可能な限り健康な状態で暮らし続けられることだと考えます。単純な制度の比較としては、「介護保険住宅改修」の方が、補助率が高く利用者の負担も小さいですが、新案「バリアフリー住宅改修（案）」の利用後に、「介護保険住宅改修」を利用することも可能となるように制度設計したいと考えています。</p> <p>利用者にわかりやすいように、利用モデルを示したいと思います。</p>

7	<p>個人的な意見ですが、手すりを2か所程度付けた住宅がバリアフリーに対応した住宅であるかは疑問を感じます。しかし、まったく対策しないことも問題です。この制度を使って、熊本市ならではのバリアフリー住宅の考え方を示してはどうか？例として、国の基準を満たしたバリアフリー化がなされた住宅に認定マークを発行するなど。改修した家が空き家になり、中古住宅として流通する場合に、他の住宅と差別化することができ、これがスタンダードになれば、予防的改修の意識啓発にもつながるのではないかと。また、国の基準のバリアフリーはあくまで「最低限の基準」として、より高度のバリアフリーや間取りの変更等がなされて住宅には上位の認定マークを発行し、その事例を紹介することで意識啓発につなげてはどうか？</p>	<p>バリアフリー住宅の認定マーク制度が普及すれば、バリアフリー改修に対する意識啓発や付加価値の可視化につながり、有効な手段であると思います。</p> <p>普及の方法、認定基準なども含めて、実施については検討させていただきたいと思います。</p>
8	<p>P11.の神戸市の補助対象となる世帯の基準を仮に採用する場合、熊本市ではどれくらいの世帯が対象となるのか？全高齢者世帯の何%なのか？</p>	<p>本制度開始予定である令和3年における、熊本市のバリアフリー化されていない高齢者世帯数推計値の約77,200世帯が対象となり、熊本市の全高齢者世帯（R3推計値）の約60%です。</p>

様式3

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	佐藤 哲 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	特に意見はございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	大久保 秀洋 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
回答		
1	<p><P2>背景課題 ◇家庭内事故の状況等について調査し、適切な改修部位や方法の選択の参考となるような、事故予防の重要性や事故発生の原因や場所等の事例・情報を周知してほしい。</p>	<p>バリアフリー改修への意識啓発や改修内容の参考となる資料を作成し周知いたします。</p>
2	<p><P3>高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率の向上 ◇率の向上の前提として適正なバリアフリー化がなされていることが重要</p>	<p>適正なバリアフリー化がなされるように設計基準を作成し、利用者及び施工業者へ周知を行いたいと考えています。</p>
3	<p><P3>検証指標のR5の目標75%の根拠 ◇プラス32%という高い目標の見通し（現補助制度プラス新規補助制度の活用促進の効果） ◇新たな制度を含めた周知啓発の方法の再検討</p>	<p>目標値の75%は国に準拠しています。可能な限り多くの高齢者が居住する住宅のバリアフリー化がなされるよう、周知啓発の方法については十分検討いたします。</p>
4	<p><P4>既存の①介護保険住宅改修、②高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業の制度改善 ◇申請書（添付書類）等の簡素化が必要 ◇施工中の変更にも柔軟に対応（取付時の立会いなどで位置・寸法変更等の臨機応変対応可） ◇改修工事についてのアドバイス制度や施工業者等へのセミナーが必要 （ただ単に設置すれば良いのではなく、専門家の目から見た将来を見据えた提案）</p>	<p>本市介護保険課に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 <申請書簡素化について>住宅改修は、在宅介護を重視し高齢者の自立を支援する観点から介護給付の対象とされています。適正な改修であるか審査するために必要な書類提出を求めており介護保険法施行規則第75条で定められています。住宅改造については住宅改修に準じてはいるものの、助成金の交付に所得要件と世帯要件があるため、別にそれらを確認するための書類が必須です。 <施工中の変更>現在でも位置・寸法等の変更には必要に応じて対応しています。ただし、全件立合いは体制的に困難な状況です。また、本来の工事目的から外れた工事内容の大幅変更は不可（介護保険法施行規則第74条）となります。変更の必要性がある場合には個別に相談に応じます。※なるべく変更が生じないようにするため事前審査を行っているところです。住宅改造については（交付決定額を超えない範囲であれば）住宅改修よりも柔軟に対応可能となっています。 <業者等への助言やセミナー開催>現行では、本市のホームページに制度や施工にかかる説明について掲載しているところですが、必要に応じて対応したいと思います。</p>
5	<p><P5>バリアフリー住宅改修制度 ◇対象者は申請時点で65歳（1年以内または年度内に65歳は対象外） ◇申請書（添付書類）等の簡素化が必要 ◇施工中の変更にも柔軟に対応（取付時の立会いなどで位置・寸法変更等の臨機応変対応可） ◇改修工事についてのアドバイス制度や施工業者等へのセミナーが必要 （ただ単に設置すれば良いのではなく、専門家の目から見た将来を見据えた提案）</p>	<p>対象者の要件は、神戸市を参考とし満65歳以上と設定したいと考えておりますが、詳細な要件につきましては、今後検討します。 既存制度を踏まえたうえで、バリアフリー住宅改修制度を利用しやすいものにしたため、申請書等は可能な限り簡素化し、施工中の変更にも柔軟に対応出来るようにしたいと考えています。 改修工事の内容については、ケアマネージャーやアドバイザーなどの専門家から提案を受けられるような仕組みを作りたいと思います。</p>
6	<p><P7>制度設計 ◇既存制度のフローや様式等の見直しも行って、より利用し易く（申請者・施工業者） ◇共通基準は必要だが個々の状況に合わせた柔軟性も重要（やさしい住まい）</p>	<p>既存制度に関しましては、上記4の回答のとおり、必要書類等について法令で定められているため、見直しや変更を行うことは困難な状況です。新設するバリアフリー住宅改修補助につきましては、利用しやすい制度を目指し、制度設計を行っていきたいと思います。 設計基準は施工品質の向上を目的とした参考資料という位置付けとし、各住宅の状況により柔軟に対応できるよう検討します。</p>

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）	
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について
委員氏名	大久保 秀洋 委員
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。
主な意見	
回答	
1	<p>4の回答について</p> <p>◆施工時の柔軟な対応が必要な理由としては、申請者（居住者）は改修図面を見て完成形が正しくイメージできないケースが多いのではないのでしょうか。実際の取付や改修に際して申請者（居住者）の生活様式や体型、使用頻度等についてコミュニケーションを図りながら施工することが望ましいと考えます。そのためには申請図面と位置や寸法、角度などの変更について柔軟に対応すべきだと思います。</p> <p>（ほぼ全てのケースで何らかの変更がある可能性が高いのではないのでしょうか）</p> <p>（施工後に使い辛いような失敗事例もあると聞いています）</p>
2	<p>5、6の回答について</p> <p>◆アドバイス制度については、ケアマネの方は建築の専門家ではありませんから改修方法の提案について様々な選択肢を思いつかない場合もあります（以前、ケアマネの方から改修方法の相談を数件受けたこともあります）。バリアフリー改修についての専門家団体等（建築士等）と協力関係を模索して行くことが有効と考えます。</p> <p>◆施工業者については研修を受けた業者を登録することも考えられます。そして（業者紹介を希望される）申請者にリストから選んでいただくような方法もあると思います。</p> <p>研修（施工業者、担当課職員、ケアマネ等）については座学に加え、障害者疑似体験や施工事例見学を実施することが効果的だと思います。</p>
3	<p>その他</p> <p>◆今後、賃貸物件から老健施設等へ移られる方が増加して行くと考えられます。この場合賃貸住宅の原状回復工事が必要となりますが、その費用負担をどうするか、そもそも取り付けたままで次の入居者に使用できないかなどを検討することも必要ではないのでしょうか。</p> <p>（原状回復の要否は最終的にはオーナー判断となります）</p> <p>◆介護保険住宅改修も含め窓口の担当者のスキルアップと使用者の視点に立った柔軟な対応が可能な制度となるようお願いします。</p>
	<p>頂いたご意見は、介護保険住宅改修の担当部署へお伝えします。</p> <p>ご意見のとおり、バリアフリー改修についての専門家団体等にも協力を仰ぎたいと思います。</p> <p>また、ご提案頂いた内容につきましては、実施について検討していきたいと思えます。</p> <p>類似制度を実施している神戸市では、賃貸物件の場合はオーナーに対し、改修工事の実施と原状回復工事が不要である旨の同意を得ることが条件となっているため、本制度においても同様の取扱いとする方向で検討しています。</p> <p>ご意見のとおり、使用者の視点に立った柔軟な対応が可能な制度となるよう努めたいと思えます。介護保険住宅改修の担当部署へも伝えるようにいたします。</p>

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	谷口 誠基 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	2ページ目の「⇒高齢化の進展に伴い、事故の増加及び介護保険料・介護保険給付費の増加が懸念」の表現がストレート過ぎるような印象です。「⇒住宅内の不慮の事故に伴う、高齢者の機能レベルの低下及び介護保険料・介護保険給付費の負担増加が懸念」等の表現はどうか。	本項目の見出しの記載内容である「高齢化の急速な進展→住宅内の事故及び要介護者の増加」と表現を合わせるため、「高齢化の進展に伴い、住宅内の事故による高齢者の身体機能の低下及び介護保険料・介護保険給付費の負担増加が懸念」ではいかがでしょうか。
2	2ページ目の「⇒介護保険料・介護保険給付費の抑制のため、予防重視型システムの推進が必要」の表現がストレート過ぎるような印象です。「高齢者が望まない介護保険サービスの利用や介護保険給付費の抑制のため」等の表現はどうか。	「⇒高齢者が、健康で快適に暮らし続けるために、予防重視型システムの推進が必要 ⇒その結果、介護保険料・介護保険給付費の抑制にもつながる」ではいかがでしょうか。
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	谷口 誠基 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	特に意見はございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	金澤 知徳 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	意義ありません	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	金澤 知徳 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	特段異議ありません	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	小山 貴史 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	議論を反映してよくまとまっていると思います。ご尽力ありがとうございます。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	小山 貴史 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	皆様、ご意見ありがとうございます。特に意見はございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	福島 貴志 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
回答		
1	<p>予防として行うバリアフリー化はおおいに賛成です。</p> <p>目標値が42.7% → 75%なので、熊本市住生活基本計画中間見直しでなっているものの市民に対するの広報を計画的に行う事が必要だと感じました。</p>	<p>啓発活動を行い、広く周知し、多くの方々にバリアフリー化に取り組んでいただけるよう努めます。</p>
2	<p>一家庭に1回だけの補助になるのか？例えば、一度補助事業をした後、引っ越した場合において再度この制度が使えるのか？期間があるのか？あるのであれば、その期間を教えてください。</p>	<p>回数や期間の制限は設けず、限度額までであれば何度でも利用可能で、また、一度補助事業利用後、引っ越した場合においても、利用可能となるような制度設計をしたいと考えています。</p>
3	<p>居住支援協議会として、高齢者の住み替えの際にこの制度を説明する事は可能だと思う。（但し、オーナーが許可する場合において）また、居住支援法人にも情報を提供して、この補助事業について理解を広げる事は可能だと思う。</p>	<p>ありがとうございます。ご協力いただきますよう、お願いいたします。</p>
4	<p>元気な高齢者が対象となる。ささえりあ等からの情報提供や地域からの情報提供の協力をお願いしてはどうか？</p>	<p>本制度の対象となる方々へ情報を届けるため、ご協力を仰ぎたいと思います。</p>
5	<p>先行都市における課題等はあるのか？あるのであれば、その情報が欲しい。</p>	<p>先行都市における課題等については、現在問い合わせ中のため、回答があり次第情報提供させていただきます。</p>

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	福島 貴志 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
回答		
1	<p>回数や期間の制限がない事で安心しました。多くの方々が安心して利用できる制度になれば良いと思います。他の委員からもありましたように、今回の対象者は元気な高齢者となるので、普及啓発に力を入れていくことが大事だと思います。</p>	<p>より多くの方々にご利用いただけるよう、普及啓発に力を入れていきたいと思えます。</p>
2	<p>法的な根拠もあり、大変だと思いますが、元気な高齢者が対象になる事。更に工事額の半額補助という点から、年金暮らしの高齢者の負担としては、主に手すり等の工事で安価な工事になる事が想定される事から極力、手続きが簡素になるようにご配慮をお願いします。</p>	<p>可能な限り手続きを簡素化し、利用しやすい制度を目指したいと思います。</p>
3		<p>5の回答について 神戸市より以下のとおり回答を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の不備の量が多く、書類の修正や差し替え作業が発生してしまう。 ・設置予定の手すりの品番をチェックし、手すりとして使用できる製品であるか確認を行っている。

付議事項に対する意見及び回答（1回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	福西 江玲奈 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
1	回答	
1	いつまでも元気に暮らすため、怪我などを予防するという考えはすごくいいと思います。	本制度の主旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
2	新型コロナで在宅時間が増えると思うので、補助を希望する方が多いと思います。 年間200件を想定ということですが、予算はどれぐらいになるのでしょうか？ もし希望者が多かった場合、翌年度からさらに予算を増やす予定があるのでしょうか？	申し訳ございませんが、予算額については、まだ未確定であるため回答できません。希望者が想定より多かった場合は、可能であれば予算の増額も行って考えています。
3	「目標達成のため、5年で50,000世帯のバリアフリー化が必要」となっています。 既存の介護保険住宅改修が年間4,700件で新設のバリアフリー住宅改修が年200件とすると、年間5,000件程度で、5年では25,000件（世帯）になると思いますが他にも25,000件の工事が何かあるのでしょうか？	他に想定される25,000件のバリアフリー改修工事が存在するわけではありません。 可能な限り多くの高齢者が居住する住宅のバリアフリー化がなされるよう、周知啓発を行っていきたいと思います。
4	コロナ禍で苦しい業者さんも多いと思うので、市内の施工業者を条件とすることはすごくいいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
5	金銭面で借家を選択している人も多いと思うので、持ち家、借家を問わず実施ということはいいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
6	成果指標を達成するために制度新設だけでなく、セミナーや啓発活動も併せて実施、とありますがコロナで密を避けなければいけない状況です、その方法も工夫が必要かなと思いました。	セミナーや啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の対応状況を十分考慮し、適切な方法で行うように努めます。
7	神戸市を参考に熊本市も同様の設計基準を作成したい、とあります。神戸市と他の実施自治体では設計基準が異なるのでしょうか？特に神戸市が優れているということでしょうか？	参考にした他都市の類似制度において、設計基準を定めているのは4都市中神戸市のみであったため、神戸市を参考に作成を検討しています。

付議事項に対する意見及び回答（2回目）

第1回熊本市住宅審議会専門部会「住宅政策部会」（書面会議）		
件名	【議事】高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について	
委員氏名	福西 江玲奈 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		
1	回答	
1	特に意見はございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		